

平成24年4月23日

（ 外 務 省
財 務 省
経 済 産 業 省 ）

ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等に対する 資産凍結等の措置の対象者の追加

我が国は、国連安全保障理事会決議第1844号及び、国連安保理制裁委員会（決議751及び1907制裁委員会、以下「制裁委員会」という。）による指定に基づき、ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等（10個人・1団体）に対し資産凍結等の措置を講じてきましたが、今般、制裁委員会が対象者として新たに1個人を追加指定したことに伴い、これに対する資産凍結等の措置を講ずることとします。

1. 措置の内容

外務省告示（4月24日公布）により、ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等に対する資産凍結等の措置の対象者として追加指定される者について、外国為替及び外国貿易法に基づく次の措置を4月24日から実施します。

（1）支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とします。

（2）資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引等を許可制とします。

2. 対象者

別添参照

（注）今回の措置により、ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等に対する資産凍結等の措置の対象者は、合計11個人・1団体となります。

（本発表資料のお問い合わせ先）

外務省中東アフリカ局アフリカ第二課

電 話：03-5501-8000（内線 3118）

財務省国際局調査課外国為替室

電 話：03-3581-4111（内線 5753）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 吉田 泰彦

担当者：松本、鈴木

電 話：03-3501-1511（内線 3241）

別 添

○追加指定されるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等

12. ジムアール・アリ・アフメド・ヌール（別名：(a) ジムアール・アフメド・アリ、(b) ジムアール・アフマド・ヌール・アリ、(c) ジムアール・シェイク・アフメド、(d) ジムアール・アフマド・アリ、(e) ジムアール・シャイク・アフメド・ヌール

Jim' ale, Ali Ahmed Nur (a.k.a. : (a) JIM' ALE, Ahmed Ali (b) JIM' ALE, Ahmad Nur Ali (c) JIM' ALE, Sheikh Ahmed (d) JIM' ALE, Ahmad Ali (e) JIM' ALE, Shaykh Ahmed Nur

生年月日：1954年

出生地：ソマリア・エイルブール

国籍：ソマリア。また、ジブチ国籍も所持していると思われる。

パスポート番号：A0181988（ソマリア） 有効期限：2011年1月23日

活動地域：ジブチ共和国・ジブチ

ジムアール・アリ・アフメド・ヌールは、イスラム過激派アル・シャバーブの前身であるソマリア・イスラム法廷連合で指導的な立場にあり、ジブチを拠点に商業活動等を展開し、アル・シャバーブへの資金提供、武器を含めた機材供与、送金手段及び通信手段を提供している。